

奈良県立医科大学学長の業績評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学長選考等に関する規程第11条の規定に基づき、学長選考会議(以下「選考会議」という。)が行う学長の業績評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業績評価の実施)

第2条 選考会議は、学長の業績評価を学長就任2年目及び4年目に行うものとする。
2 業績評価は、書面による項目評価に加え、学長への面談を実施し、学長の意見を聴取して行うものとする。

(業績評価項目)

第3条 学長の業績評価は、次に掲げる評価項目を対象とする。
(1) 選考会議が定めた学長選考基準及び学長候補者の時点で選考会議に提出した所信表明等の達成状況
(2) 年度計画に係る奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会による評価結果及び監事による監査結果
(3) その他選考会議が必要と認めた評価項目

(業績評価の公開)

第4条 選考会議は、別に定めるところにより、業績評価の結果を公表する。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長の業績評価に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。